

奈 政 行 第 1 1 号

平 成 2 9 年 1 0 月 3 0 日

奈良市監査委員 東 口 喜 代 一 様
同 中 本 勝 様
同 八 尾 俊 宏 様
同 松 石 聖 一 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成26年度包括外部監査「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」の結果に対する措置状況について

IV. 公共調達に関する個別結果及び意見

5. 保健福祉部

(1) 福祉政策課

②委託料について

- ・ 車輜関係費用の過剰負担について（奈良市月ヶ瀬福祉センター管理業務委託）
（地域福祉課）

【監査結果】

この予算の積算書の中に事業に供する車輜2台分の費用として573千円が積算されていたが、業務受託者の奈良市社会福祉協議会は当該指定管理業務のほかに自主事業も行っており、車輜2台を両業務に共用していた。その使用割合を平成26年5月～7月の3か月間で確認したところ、指定管理業務への使用率は下記（※）のとおりであった。

※・車種：プロボックス、総距離：5,508 km（うち指定管理業務に使用：187km）、
使用率：3%

・車種：軽トラ、総距離：501km（うち指定管理業務に使用：483km）、
使用率：96%

平成25年度の車輜関係の支出額573千円を上記の車種ごとの使用率に応じて按分すると、約493千円は過剰に負担していると計算される。奈良市社会福祉協議会の自主事業への車輜供用に対応する金額については、市の過剰負担となるので指導が必要である。

【措置の内容】

平成28年度から走行記録簿を基に事業ごとの走行距離を算出し、使用割合に応じて費用計算をして、指定管理の費用を適正に算出しました。その結果、奈良市社会福祉協議会の自主事業分への市の過剰負担は解消されました。

7. 保健所

(2) 保健予防課

②委託料について

- ・ 随意契約理由の不記載について（定期予防接種業務委託）

（保健予防課）

【監査結果】

当該委託契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約であるが、契約締結の起案等に、随意契約の理由が明記されていない。随意契約理由について保健予防課の担当者に質問したところ、個々の病院と契約を結ぶには市内の病院の数が多すぎるため、医師会に委託するのが最も効率的であるためという回答を得た。また、保健予防課担当者の説明では、平成26年度については随意契約理由を起案に明記しているとのことであったが、実際には平成26年度においても、「契約方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）」と記載されているのみであった。このような該当条文のみの記載は理由の説明に当たらない。

保健予防課は、当該委託契約に係る随意契約の理由について、起案等に明確に説明する文章をもって文書化しなければならない。

【措置の内容】

平成28年度契約から、「予防接種法第3条の「予防接種基本計画」中に第二の役割分担で「市町村は医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。」となっており、専門的な知識と資格、技術及び設備を必要とし、奈良市においては予防接種が行える医師の団体は奈良市医師会のみである」旨を起案に明記し、適正な契約を締結しました。

- ・ 随意契約理由の不記載について（高齢者インフルエンザ予防接種業務委託）

（保健予防課）

【監査結果】

当該委託契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約であるが、契約締結の起案等に、随意契約の理由が明記されていない。随意契約理由について保健予防課の担当者に質問したところ、個々の病院と契約を結ぶには市内の病院の数が多すぎるため、医師会に委託するのが最も効率的であるためと

いう回答を得た。また、保健予防課担当者の説明では、平成26年度については随意契約理由を起案に明記しているとのことであったが、実際には平成26年度においても、「契約方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）」と記載されているのみであった。このような該当条文のみの記載は理由の説明に当たらない。随意契約理由の記載にあたっては、契約手続きの透明性の向上や市の説明責任の観点から、より詳細に記載することが求められる。

保健予防課は、当該委託契約に係る随意契約の理由について、起案等に明確に説明する文章をもって文書化しなければならない。法令の趣旨を十分に斟酌したうえで、事後に検証可能な形で文書化しておくことこそが、事務精度と透明性の向上、また担当者による説明責任履行の証に繋がるのである。

【措置の内容】

平成28年度契約から、「予防接種法第3条の「予防接種基本計画」中に第二の役割分担で「市町村は医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。」となっており、専門的な知識と資格、技術及び設備を必要とし、奈良市においては予防接種が行える医師の団体は奈良市医師会のみである」旨を起案に明記し、適正な契約を締結しました。

8. 環境部

(3) 環境清美工場

②委託料について

- ・見積書の吟味について（塩化水素分析計保守点検委託）

（環境清美工場）

【監査結果】

環境清美工場では、上記の方法で予定価格を算定しているが、一方、契約に際し業者が提示する見積書では、委託料は点検技術費、点検部品、車両交通費、報告書（作成費）及び諸経費から構成されており、例えば2週間点検に係る見積書には以下のような記載が見受けられる。（上記及び以下のように省略）

業務受託者が提示している上記の見積書を検討すると、2週間点検技術費が一式として記載され単価と工数が明示されていない。そのため、業務受託者からの

実績報告に対して当初の見積りが妥当であったかの検討が十分実施できず、見積額が妥当であったかの検証が行えない状況である。また、一般論としても見積としての十分性に欠けるし、諸経費の根拠も不明で検討に耐えるものとなっていない。労務単価と工数、直接経費（積み上げ分）の内訳明細、諸経費率の根拠などについて十分に説明する内容の見積書を業務受託者から提示してもらう必要がある。（上記省略）

【措置の内容】

平成28年度から数量を表示した見積書を徴取して、見積りの妥当性について十分な検証を行うこととしました。

10. 都市整備部

(2) 建築指導課

②委託費について

・定期報告制度のHP上での周知について（特殊建物及び建築設備（昇降機を除く。）の定期報告業務委託）

（建築指導課）

【監査結果】

現在、奈良市のHP上で定期報告制度について紹介説明されている内容は下記のみである。（下記省略）

定期報告の提出先として住宅センターだけが記載されているが、実際は奈良市（建築指導課指導係）においても受付可能であり、その事実が明記されていない。

定期報告は単年度で完結するものではなく複数年度にわたり継続的に行われるものであり、情報の継続的管理の必要性及び行政運営の効率化とサービス品質の維持向上の観点から、奈良県下の全ての特定行政庁（奈良県、奈良市、橿原市、生駒市）が住宅センターに当該受付業務を集中的に委託していることは、理解される場所である。よって制度上は奈良市においても受付可能である点を示した上で、上記等の理由により住宅センターでの受付を推奨要望する旨を説明すべきである。また、委託先である住宅センターにおいて指導手数料を徴収することについても合わせて掲載する必要がある。

【措置の内容】

奈良市HP上での定期報告制度の記載については、受付台帳を一本化するために、定期報告の提出先を「なら建築住宅センター」のみにしていましたが、平成28年6月から、HPの該当ページに「もしくは、奈良市都市整備部建築指導課」と追記し、当課窓口で提出された場合でも受け付けることが可能であることを明記しました。

また、同センターのHPにリンクを貼り、同センターが指導手数料を徴収して実施している支援サービスを受ける場合（有料）と受けない場合（無料）のフロー等の確認ができるように改善しました。